

農業農村整備事業等における新規地区採択時の 評価手法の明確化について

平成 14 年 12 月 18 日付け 14 農振第 1828 号
最終改定 令和 8 年 3 月 26 日付け 7 畜産第 3106 号
令和 8 年 3 月 26 日付け 7 農振第 3084 号

各地方農政局長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長
北海道知事
独立行政法人水資源機構理事長

殿

農林水産省畜産局長
農林水産省農村振興局長

第 1 目的

農業農村整備事業及び農地の保全に係る海岸事業（以下「農業農村整備事業等」という。）の新規地区採択（国営及び機構営事業にあつては「採択」を「着工要求」と読み替える。以下同じ。）に当たつての評価手法を明確化することにより、新規地区採択過程の透明性及び客観性を確保することを目的とする。

なお、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号、以下「法」という。）及び法に基づき農林水産大臣が決定した農林水産省政策評価基本計画（令和 7 年 4 月 11 日決定、以下「基本計画」という。）に基づいて行う公共事業の事前評価のうち、農業農村整備事業等の事前評価については、法及び基本計画によるほか、本通知によって行うものとする。

第 2 対象事業

対象事業は、農業農村整備事業等のうち、施設の点検・診断、維持・管理に係る事業並びに災害復旧事業及び突発事故被害復旧事業を除く別表に掲げる事業（以下「別表に掲げる事業」という。）とする。

第 3 採択時の評価の実施

1 評価の方法

事前評価は、別添のチェックリストに基づき、基本計画に定められた実施単位毎に行うものとする。

なお、チェックリストは、別表に掲げる事業ごとに新規地区採択に当たつての必須事項と優先配慮事項について、事業の必要性、効率性、有効性、優先性、公平性、及びその他の観点から以下の事項を定める。また、国営土地改良事業については、事業効果の発現に影響する主な要因に関する事項を特定監視項目として定める。

(1) 必須事項

地区採択の必須条件となる事項で、土地改良法等関係法令及び事業実施要綱等で定められている事項

(2) 優先配慮事項

優先性の高い採択地区を判定するための事項で次に該当するもの

① 事業の効率性に関する事項

② 事業の有効性に関する事項（食料・農業・農村基本法の 5 つの基本理念との関連等）

- ③ 事業の実施環境等に関する事項（連携管理保全計画（水土里ビジョン）の策定、関係計画との連携、地元合意、緊急性等）
- (3) 特定監視項目（国営土地改良事業）
事業効果の発現に影響する主な要因に関する事項

2 実施手続（別記資料①及び②を参照）

- (1) 別表に掲げる評価案作成主体（以下「評価案作成主体」という。）は、国営及び機構営事業にあつては次年度の新規着工候補地区について、補助事業にあつては次年度の新規採択希望地区について、チェックリストに基づき評価案を作成するものとする。なお、チェックリストの評価は、農林水産省農村振興局整備部長が別に定めるチェックリスト判定基準表に基づき行うものとする。
- (2) 事前評価は、国営及び機構営事業にあつては次年度予算概算要求決定までに、補助事業にあつては次年度の新規採択申請後に、(1)の評価案を踏まえ、農林水産省の評価決定手続を通じて行うものとする。
- (3) 各事業の事業実施要綱等に基づく新規採択地区の決定は、(2)の評価結果に基づき行うものとする。

第4 評価結果の公表（別記資料①及び②を参照）

1 公表時期

評価案作成主体は、法及び基本計画に基づいて行う事前評価の対象事業（別表に掲げる事業のうち、総事業費10億円以上の事業をいう。）について、国営及び機構営事業にあつては次年度予算概算要求決定後に、補助事業にあつては新たに事業を採択する時まで、チェックリストによる評価結果を公表するものとする。

その際、農村振興局は、農村振興局で評価案を作成する事業のチェックリストによる評価結果と、地方農政局及び内閣府沖縄総合事務局で評価案を作成する事業の評価結果を合わせ、法第10条の規定に基づく評価書（以下「評価書」という。）としてとりまとめ、公表するものとする。

なお、公表に際しては、別記様式第1号又は第2号を用いるものとする。

2 評価結果の通知

評価案作成主体は、補助事業にあつては、都道府県知事に採択通知書を交付する際に、評価結果を添付するものとする。

第5 事業計画策定過程及び事業実施過程でのチェックリストの活用

チェックリストは、第1に定める目的に活用するほか、事業を通じて実現しようとする政策目的等を国と事業主体間等で共有し、質の高い事業実施を行うために活用することが重要である。

このため、事業計画策定過程においては、事業主体自らがチェックリストを活用した自己評価を行い、その結果を事業計画の立案や地域の合意形成に反映させるなど、質の高い事業実施に向けて、チェックリストの積極的な活用を図るものとする。

また、事業実施過程においても、事業の推進状況の把握や地域に対する指導等にチェックリストを活用するものとする。

第6 学識経験を有する者の知見の活用

農業農村整備事業等の新規地区採択に当たっての評価手法の向上を図るため、必要に応じて学識経験を有する者の知見を活用するものとする。

また、国営事業については、地方農政局（北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局）が作成する別記資料①チェックリストに基づく評価実施フローに示す評価に係る資料について、学識経験を有する者の意見

を聴取するものとする。

(別表) 対象事業等

区 分	対象事業	評価案作成主体
国 営	国営かんがい排水事業 土地改良施設突発事故復旧・防止事業（直轄） のうち土地改良施設事故防止事業 国営農地再編整備事業 国営総合農地防災事業 直轄地すべり対策事業 直轄海岸保全施設整備事業	農村振興局
機構営	独立行政法人水資源機構事業	
補 助	農業競争力強化基盤整備事業 土地改良施設突発事故復旧・防止事業（補助） のうち土地改良施設事故防止事業 中山間地域農業農村総合整備事業 農村整備事業 農村地域防災減災事業 海岸保全施設整備事業	地方農政局 沖縄総合事務局 (農村振興局)

※（ ）は北海道において行う事業の場合

附 則

この通知は令和8年3月26日から施行する。